

夏季用事務服製作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和8年9月9日
和泉市市長公室人事課

1. 業務概要

(1) 業務名	夏季用事務服製作業務
(2) 目的	本市の事務職員が着用する夏季用事務服について、そのデザインや機能性が優れた事務服を製作する。
(3) 業務内容	夏季用事務服製作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
(4) 履行期間	契約日から令和9年3月19日まで

2. 契約の締結

(1) 契約方法	選定結果に基づいた優先交渉権者との交渉による随意契約締結 ※ 契約内容は委託者と優先交渉権者が協議のうえ、仕様書及び提案に基づき決定する ※ 随意契約の交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と交渉する
(2) 締結予定時期	令和8年10月中旬から下旬
(3) 契約金額	提案のあった見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。
(4) 支払方法	納品後一括払い
(5) 契約保証金	本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、和泉市財務規則第104条第3号又は第4号に該当する場合は契約保証金を免除することがある。

3. 提案限度額（見積もり上限額）

(1) 提案限度額	5,632,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※ 本業務を履行するために必要な全ての諸経費
-----------	---

4. 公募参加条件

本実施要領の告示日において、下記の全ての参加条件を満たしていること。

(1)	本市における令和8・9年度入札参加資格（申請業種：事務服）の認定を受けている者。
(2)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこ

	と。
(3)	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
(4)	民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
(5)	和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置に参加申込み時点で受けていないこと。
(6)	大阪府において法令違反による入札参加停止措置を受けている者でないこと。
(7)	事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去10年間に現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
(8)	法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。また、本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、直近2年間の市税の滞納がないこと。
(9)	提案に要する費用は当該事業者が負担すること。

5. 提案の提出について

(1) 参加申込	令和8年9月24日（木） 17時まで 担当窓口へ持参又は郵送（必着） 別紙1「提出書類一覧」記載の留意事項を十分確認・理解し、①を提出すること。 ※ 持参の場合は、事前に日程調整を行うため、人事課（0725-99-8113）まで連絡すること。（開庁日の9時から17時まで） ※ 郵送の場合は簡易書留とする。市は普通郵便での郵送により不着となった場合の責任は一切負わない。 ※ 提出後、本市あて「jinjika@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「和泉市夏季用事務服製作委託業務_参加申込_（事業者名）」と記載し、事業者確認用の電子メール（以下「確認用メール」という。）を送信すること。今後は、確認用メールアドレス宛に各種通知等の電子メールを送信する。
(2) 質疑の提出	令和8年9月24日（木） 17時まで （参加申込書と同日期限） 担当窓口へ持参、郵送又は電子メール（必着、電子メールの場合は必ず確認用メールを使用すること） 別紙1「提出書類一覧」記載の②を提出すること。

	※ 提出時において、上記（１）の参加申込みを行っていること。 ※ 持参の場合は、事前に日程調整を行うため、人事課（0725-99-8113）まで連絡すること。（開庁日の９時から１７時まで） 質疑回答は令和８年９月２８日（月）を予定。 質疑事項をとりまとめ、「参加表明書」提出者すべてに、同一内容の回答書を確認用メールアドレス宛に送付する。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。
（３）提案の提出	令和８年１０月１３日（火） １７時まで 担当窓口へ持参（必着） 別紙１「提出書類一覧」記載の、③および④を提出すること。 ※ 持参の場合は、事前に日程調整を行うため、人事課（0725-99-8113）まで連絡すること。（開庁日の９時から１７時まで）

6. 選定について

別紙２「選定基準表」に基づき、次のとおり選定する。

- ①和泉市事務服選定委員会（以下「委員会」という。）においてデザイン面や機能面における審査を行い、これに価格点を加えたものを総合得点とする。
- ②総合得点が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を速やかに行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ③総合得点が同点の場合は、「選定基準表」の項目のうち、「製品デザイン」「製品の形状」「製品の機能」の順に点数の大きい方を優先する。
- ④「価格」点以外の項目の合計点の５割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合、又は、委員会において採用すべきでないと判断された場合、当該事業者は採用しない。
- ⑤審査の評価、採点に関する疑義は一切認めない。
- ⑥選定結果は参加者全てに通知し、ホームページに掲載する。
- ⑦選考が終了するまで、他の参加事業者の情報は一切提供しない。

7. スケジュール

公募開始	令和8年	9月9日（水）
参加申込・質疑書	令和8年	9月24日（木）
質疑回答	令和8年	9月28日（月）
提案締切	令和8年	10月13日（火）
選定結果の通知・公表	令和8年	10月15日（木）
契約	令和8年	10月23日（金）
納品	令和9年	3月19日（金）

8. 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類等の提出期限を過ぎた場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③ 提案限度額を超えた見積書を提出した場合
- ④ 仕様書で求めている業務内容を履行できないことが判明した場合
- ⑤ 実施要項に定める事項に違反した場合
- ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと本市が判断した場合

9. 参加事業者が1者、またはない場合の取扱い

参加事業者が1者になった場合においても、予定通り選定を行う。

また、参加事業者がない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、仕様等について再検討のうえ改めて募集を行うこととする。

10. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を本市ホームページにて公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全参加者の名称（辞退、失格等含む申込順）
- ③ 全提案事業者の名称（申込順）
- ④ 全提案事業者の総合得点（得点順）
- ⑤ 全提案事業者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由
- ⑦ 選定委員の所属及び氏名

※ ③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない

※ 提案事業者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない。

1 1. 留意事項

- ① 本提案に係る諸経費は提案事業者の負担とする。
- ② 提出した書類等の差し替え・修正・加筆等は認めない。ただし、和泉市から要請した事項についてはこの限りでない。
- ③ 提出のあった提案書等は、委託事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的に使用しない。
- ④ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案締切までに参加辞退届（様式4号）を提出すること。

1 2. 問い合わせ（担当部署）

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 市長公室 人事課 人事企画係
TEL 0725-99-8113
E-Mail jinjika@city.osaka-izumi.lg.jp